

法人単位 資金収支計算書

第1号第1様式

(自)平成28年 4月 1日 (至)平成29年 3月31日

1頁
(単位：円)

法人名 : 宗教法人 法徳寺

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支				
収入				
保育事業収入	180,278,725	176,465,197	3,813,528	
借入金利息補助金収入	0	0	0	
経常経費寄附金収入	0	0	0	
受取利息配当金収入	4,132	4,132	0	
その他の収入	2,932,800	2,904,146	28,654	
事業活動収入計(1)	183,215,657	179,373,475	3,842,182	
支出				
人件費支出	145,384,684	144,723,511	661,173	
事業費支出	17,560,000	17,467,779	92,221	
事務費支出	13,462,560	13,174,242	288,318	
支払利息支出	120,960	120,960	0	
その他の支出	2,500,000	2,493,250	6,750	
流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	
事業活動支出計(2)	179,028,204	177,979,742	1,048,462	
事業活動資金収支差額(3=1-2)	4,187,453	1,393,733	2,793,720	
施設整備等による収支				
収入				
施設整備等補助金収入	976,225	976,225	0	
施設整備等寄附金収入	0	0	0	
設備資金借入金収入	0	0	0	
固定資産売却収入	0	0	0	
その他の施設整備等による収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	976,225	976,225	0	
支出				
設備資金借入金元金償還支出	1,920,000	1,920,000	0	
固定資産取得支出	1,568,406	1,568,406	0	
固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
ファイナンス・リース債務の返済支出	845,460	845,460	0	
その他の施設整備等による支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	4,333,866	4,333,866	0	
施設整備等資金収支差額(6=4-5)	△ 3,357,641	△ 3,357,641	0	
その他の活動による収支				
収入				
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
長期運営資金借入金収入	0	0	0	
積立資産取崩収入	866,540	866,540	0	
その他の活動による収入	661,290	661,290	0	
その他の活動収入計(7)	1,527,830	1,527,830	0	
支出				
長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
積立資産支出	2,147,470	2,147,470	0	
その他の活動による支出	206,040	206,040	0	
その他の活動支出計(8)	2,353,510	2,353,510	0	
その他の活動資金収支差額(9=7-8)	△ 825,680	△ 825,680	0	
予備費支出(10)	0	—	0	
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)	4,132	△ 2,789,588	2,793,720	
前期末支払資金残高(12)	29,421,077	29,421,077	0	
当期末支払資金残高(11+12)	29,425,209	26,631,489	2,793,720	

法人単位 事業活動計算書

第2号第1様式

(自)平成28年 4月 1日 (至)平成29年 3月31日

1頁

(単位：円)

法人名 : 宗教法人 法徳寺

勘定科目	当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A)-(B)
サービス活動増減の部			
収 益			
保育事業収益	176,465,197	174,412,543	2,052,654
経常経費寄附金収益	0	0	0
その他の収益	32,800	0	32,800
サービス活動収益計 (1)	176,497,997	174,412,543	2,085,454
費 用			
人件費	144,673,773	135,056,489	9,617,284
事業費	17,467,779	15,667,809	1,799,970
事務費	13,003,242	16,874,104	△ 3,870,862
減価償却費	7,227,300	7,231,148	△ 3,848
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 41,704	△ 2,847	△ 38,857
徴収不能引当金繰入	0	0	0
サービス活動費用計 (2)	182,330,390	174,826,703	7,503,687
サービス活動増減差額 (3=1-2)	△ 5,832,393	△ 414,160	△ 5,418,233
サービス活動外増減の部			
収 益			
借入金利息補助金収益	0	0	0
受取利息配当金収益	4,132	14,114	△ 9,982
その他のサービス活動外収益	2,871,346	2,417,800	453,546
サービス活動外収益計 (4)	2,875,478	2,431,914	443,564
費 用			
支払利息	120,960	161,280	△ 40,320
有価証券評価損	0	0	0
その他のサービス活動外費用	2,493,250	2,414,100	79,150
サービス活動外費用計 (5)	2,614,210	2,575,380	38,830
サービス活動外増減差額 (6=4-5)	261,268	△ 143,466	404,734
経常増減差額 (7=3+6)	△ 5,571,125	△ 557,626	△ 5,013,499
特別増減の部			
収 益			
施設整備等補助金収益	976,225	136,667	839,558
施設整備等寄附金収益	0	0	0
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
固定資産受贈額	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0
その他の特別収益	661,290	2,292,308	△ 1,631,018
特別収益計 (8)	1,637,515	2,428,975	△ 791,460
費 用			
基本金組入額	0	0	0
資産評価損	0	0	0
固定資産売却損・処分損	0	0	0
国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等)	0	0	0
国庫補助金等特別積立金積立額	976,225	136,667	839,558
災害損失	0	0	0
その他の特別損失	206,040	1	206,039
特別費用計 (9)	1,182,265	136,668	1,045,597
特別増減差額 (10=8-9)	455,250	2,292,307	△ 1,837,057
当期活動増減差額 (11=7+10)	△ 5,115,875	1,734,681	△ 6,850,556
繰越活動増減差額の部			
前期繰越活動増減差額 (12)	66,427,718	68,693,037	△ 2,265,319
当期末繰越活動増減差額 (13=11+12)	61,311,843	70,427,718	△ 9,115,875
基本金取崩額 (14)	0	0	0
その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0
その他の積立金積立額 (16)	1,000,000	4,000,000	△ 3,000,000
次期繰越活動増減差額 (17=13+14+15-16)	60,311,843	66,427,718	△ 6,115,875

法人単位 貸借対照表

第3号第1様式

平成29年 3月31日現在

法人名 : 宗教法人 法徳寺

(単位: 円)

勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
資 産 の 部				負 債 の 部			
流動資産	33,677,979	35,711,392	△ 2,033,413	流動負債	16,638,616	16,213,109	425,507
現金預金	13,198,275	33,318,389	△ 20,120,114	短期運営資金借入金	0	0	0
事業未収金	11,240,980	1,123,230	10,117,750	事業未払金	3,017,116	3,546,750	△ 529,634
未収金	0	0	0	その他の未払金	0	311,880	△ 311,880
未収補助金	8,091,674	910,305	7,181,369	1年以内返済予定 設備資金借入金	1,920,000	1,920,000	0
未収収益	0	0	0	1年以内返済予定 長期運営資金借入金	0	0	0
立替金	37,260	0	37,260	リース債務	845,460	845,460	0
前払金	0	14,625	△ 14,625	1年以内支払予定 長期未払金	0	0	0
前払費用	1,109,790	344,843	764,947	未払費用	2,083,991	1,319,056	764,935
1年以内回収予定 長期貸付金	0	0	0	預り金	0	0	0
短期貸付金	0	0	0	職員預り金	1,871,298	1,112,449	758,849
仮払金	0	0	0	前受金	0	0	0
その他の流動資産	0	0	0	前受収益	0	0	0
徴収不能引当金	0	0	0	仮受金	0	0	0
				賞与引当金	6,826,666	7,157,334	△ 330,668
				その他の流動負債	74,085	180	73,905
固定資産	146,250,958	150,504,942	△ 4,253,984	固定負債	14,535,195	17,066,745	△ 2,531,550
基本財産	0	0	0	設備資金借入金	1,920,000	3,840,000	△ 1,920,000
土地	0	0	0	長期運営資金借入金	0	0	0
建物	0	0	0	リース債務	2,184,105	3,029,565	△ 845,460
その他の固定資産	146,250,958	150,504,942	△ 4,253,984	退職給付引当金	10,431,090	10,197,180	233,910
土地	0	0	0	長期未払金	0	0	0
建物	90,969,674	96,022,116	△ 5,052,442	長期預り金	0	0	0
構築物	1,387,463	1,469,929	△ 82,466	その他の固定負債	0	0	0
機械及び装置	0	0	0	負債の部合計	31,173,811	33,279,854	△ 2,106,043
車輜運搬具	104,565	140,415	△ 35,850	純 資 産 の 部			
器具及び備品	4,254,277	4,244,611	9,666	基本金	52,893,000	52,893,000	0
建設仮勘定	0	0	0	国庫補助金等特別積立金	1,068,342	133,821	934,521
有形リース資産	4,361,238	4,816,940	△ 455,702	その他の積立金	34,481,941	33,481,941	1,000,000
権利	2,000	2,000	0	人件費積立金	16,500,000	16,500,000	0
ソフトウェア	87,710	129,810	△ 42,100	保育所施設・設備整備 積立金	9,000,000	8,000,000	1,000,000
無形リース資産	0	0	0	区施設運営向上費積立金	8,981,941	8,981,941	0
長期貸付金	0	0	0	次期繰越活動増減差額	60,311,843	66,427,718	△ 6,115,875
退職給付引当資産	10,431,090	10,197,180	233,910	(うち当期活動増減差額)	(△ 5,115,875)	(1,734,681)	(△ 6,850,556)
保育所繰越積立資産	16,500,000	16,500,000	0	純資産の部合計	148,755,126	152,936,480	△ 4,181,354
保育所施設・設備整備 積立資産	9,000,000	8,000,000	1,000,000	負債及び純資産の部合計	179,928,937	186,216,334	△ 6,287,397
区施設運営向上費積立 資産	8,981,941	8,981,941	0				
差入保証金	171,000	0	171,000				
長期前払費用	0	0	0				
その他の固定資産	0	0	0				
資産の部合計	179,928,937	186,216,334	△ 6,287,397				

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(3) 退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(5) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

(6) 当該計算書類の位置付け

当該計算書類は当法人の運営する保育所事業に係る計算書類であり、当法人が実施している全ての活動を網羅的に示す計算書類ではない。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 就業規則第6条に規定する職員

4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分

当法人は、(4)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)～(3)に記す計算書類を作成するものである。

(1) 法人単位の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(3) 拠点区分の計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(4) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア 特別拠点区分

保育所拠点区分に属さない経費及び収益について区分経理するために拠点区分を設けている。

イ わかな保育園拠点区分

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号(第2種社会福祉事業)に規定するわかな保育園〔子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設〕。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（その他の固定資産）	90,969,674 円
計	90,969,674 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	3,840,000 円
計	3,840,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	172,848,666	81,878,992	90,969,674
構築物	2,553,832	1,166,369	1,387,463
車輛運搬具	399,600	295,035	104,565
器具及び備品	16,941,570	12,687,293	4,254,277
有形リース資産	5,918,220	1,556,982	4,361,238
合計	198,661,888	97,584,671	101,077,217

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他保育園事業に係る資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	1, 109, 790 円	344, 843 円
② 長期前払費用からの振替額	0 円	0 円
貸借対照表計上額	<u>1, 109, 790 円</u>	<u>344, 843 円</u>

(2) リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

エアコン（器具及び備品）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

(3) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため責任役員会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 人件費積立金（わかな保育園拠点区分）

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0903第6号、以下「経理等通知」という。）の1の(6)①に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「経理等通知」の1及び『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発0903第1号、以下「雇児保発0903第1号通知」という。）の5に基づき責任役員会の承認により取崩すものであり、目的外使用として取崩す場合は責任役員会の承認に加えて所轄課との事前協議が必要になる。

② 保育所施設・設備整備積立金（わかな保育園拠点区分）

「経理等通知」の1の(6)②に規定されている将来発生が見込まれる保育所の建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「経理等通知」の1及び「雇児保発 0903 第1号通知」の5、及び『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について（平成27年9月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発 0903 第2号、以下「雇児保発 0903 第2号通知」という。）の(問8)に基づき責任役員会の承認により取崩すものであり、目的外使用として取崩す場合は責任役員会の承認に加えて所轄課との事前協議が必要になる。

③ 区施設運営向上費積立金（わかな保育園拠点区分）

「世田谷区民間保育所法外援護実施要綱」に規定されている世田谷区が支給する運営費のうち施設運営向上費として支給された補助金の未使用額を積立てているものであり、同額を積立資産として留保するものである。

この積立金は、当該補助金の支給対象である施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に使用する場合、責任役員会の承認により取り崩すこととなる。